

第3章

計画の推進

1. 推進体制

望ましい環境像の実現に向けて、行政（市）、市民、事業者及び民間団体のそれぞれの役割と責務に応じて行動し、計画を推進していきます。

1-1. 各主体の役割

①行政（市）の役割

行政（市）は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務があります。また、計画推進の先導役として、率先して市民、事業者等の模範となるよう、行政（市）の事務事業や公共事業、施設管理などにおいて、環境負荷の低減を実践するとともに、必要な制度の整備等に努めます。

さらに、行政（市）は環境の保全及び創造のための広域的な取組が必要な場合は、国及び他の地方公共団体と連携・協力し、計画を推進していきます。

②市民の役割

市民は、日常生活において環境への負荷を少なくするようライフスタイルの改善が求められています。そのために、環境について学び、理解を深め、良好な環境の保全及び創造のための積極的な行動を実践するように努める責務があります。さらに、地域での環境保全活動に主体的に参画することが求められています。

③事業者の役割

事業者は、環境関連法令に基づく規制基準等を順守する責務があります。また、業種・規模等に応じて、資材・原料の調達、製造・加工、流通・販売など、事業活動の各段階において、環境負荷の低減を行い、環境配慮型の製品やサービスの開発・販売、社員に対する環境教育及び環境保全活動の奨励、環境保全への取組結果の公表などを通じて、地域の環境や社会に貢献するように努める責務があります。

④民間団体の役割

民間団体は、それぞれの団体の特徴を生かした環境の保全及び創造のための活動を自主的、積極的に実践するとともに、環境への負荷の低減に努める責務があります。

また、他の団体や市民、事業者等との情報交換に努めるとともに、行政（市）との連携を密にし、公益的視点に立った多様な活動をすることが求められています。



1-2. 推進体制

①入間市環境審議会

入間市環境審議会は、環境基本法第44条に基づき制定された「入間市環境審議会条例」により、設置されています。審議会は、市民や事業者、知識経験者などの参加により、環境の現況や環境の保全及び創造に関する各種施策の進捗状況などを点検、評価し、市民意見などを踏まえて、必要に応じより効果的な施策を検討し提言する役割を担っています。

②行政（市）の推進体制

行政（市）が環境の保全及び創造に向けた具体的な施策を推進していくためには、庁内の横断的かつ総合的な調整や連携が必要不可欠となります。EMS（環境マネジメントシステム）推進会議は、環境の現況、市民や入間市環境審議会からの意見・提案を踏まえ、環境の保全及び創造に関する施策の推進や計画の進行管理について、総合的な調整や点検を行うとともに、各担当課の取組を促進していく役割を担います。

③協働による取組

近年、複雑化及び多様化している環境問題に対応しながら基本計画を推進するためには、市民、事業者と行政（市）との協働による取り組みが不可欠となっています。各主体が共通の認識を持ち、それぞれの役割と責務を理解し、取り組みを推進することが必要です。

本計画では、「入間市環境まちづくり会議」を、パートナーシップ組織として位置付け、協働により計画を推進します。

「入間市環境まちづくり会議」は、市民、事業者、民間団体及び行政（市）がそれぞれの役割を理解し、協働して環境保全活動を行います。また、本計画を効果的に推進するため、すべての主体の参加のもと、全市的な組織として、施策を自主的かつ積極的に推進していく役割を担います。

④広域的な連携

近隣市町と環境に関する交流の場を設けたり、国や県に対して積極的に働きかけることによって、広域的な環境問題の解決に取り組みます。

- ・国や県などの環境に関する施策についての情報を市民に提供し、市民からの意見を募るための場や機会を設けます。
- ・環境の保全及び創造に関する市民及び事業者の取組を、国や県に対して情報発信していきます。
- ・行政（市）として、国や県に対する要請や提案、働きかけなどを推進します。

- ・河川の水質や生態系などの河川環境を改善するため、国や県、河川流域の関係市町による話し合いの場を持ちます。
- ・近隣市町との連携による環境保全への取組を推進します。(河川環境の保全や丘陵地の自然環境の保全に向けた連携など)
- ・本市の地場産業である茶業を活かし、関係市町村と連携しながら、環境保全に関する技術協力を努めます。

2. 計画の進捗管理

2-1. 環境の現況や取組状況の点検

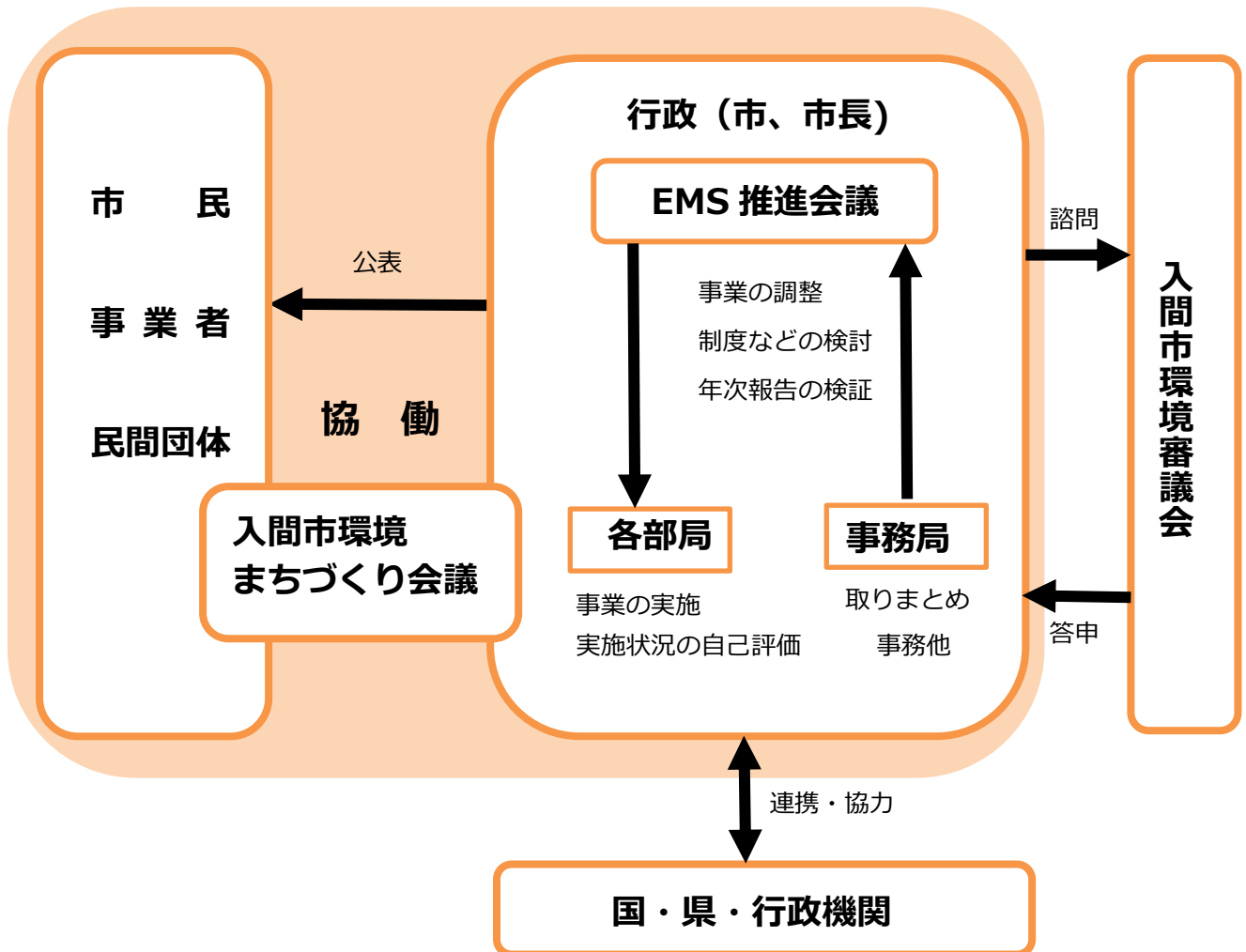
環境の現況や行政（市）、市民、事業者及び民間団体の取組状況については、毎年、担当課が進行管理指標と目標値によって点検します。その後、環境担当課が全庁的な施策の進捗状況を集計します。収集したデータは、環境指標データベースとして集約・整理し、環境報告書にまとめます。

2-2. 年次報告書の作成・公表

第一次計画から作成してきた年次報告書「入間市環境基本計画環境報告書」を引き続き作成し、公表します。年次報告書はより分かりやすいものとし、市民や事業者の環境に対する理解を深め、自発的な活動を促進するために役立つものとなるよう工夫します。



2-3. 計画の推進体制図



資料編

1. 第三次入間市環境基本計画策定経過
2. 入間市環境審議会委員名簿
3. 諮問・答申
4. 入間市環境基本条例
5. 入間市環境審議会条例
6. 第三次計画に関連するSDGs
7. 用語解説

1. 第三次入間市環境基本計画策定経過

平成30年度

平成30年

7月19日	平成30年度第1回環境審議会 第三次入間市環境基本計画（案）の策定について（諮問） 第三次入間市環境基本計画の策定方針及び策定スケジュールについて
9月5日	第1回 ワーキングチーム会議 (1) ワーキングチームでの検討方法について (2) 基本方針について
12月6日	第2回 ワーキングチーム会議 (1) 基本方針について (2) 基本施策について

平成31年

1月28日	平成30年度第4回環境審議会 第三次入間市環境基本計画の策定について
2月18日	第3回 ワーキングチーム会議 (1) 具体的施策について
3月15日	第4回 ワーキングチーム会議 (1) 具体的施策について

平成31年度・令和元年度

平成31年

4月12日	平成31年度第1回環境審議会 第三次入間市環境基本計画の策定について
-------	---------------------------------------

令和元年

7月4日	第5回 ワーキングチーム会議 (1) 第三次入間市環境基本計画について
7月11日	第6回 ワーキングチーム会議 (1) 第三次入間市環境基本計画について
7月29日	令和元年度第2回環境審議会 第三次入間市環境基本計画の策定について
8月21日	令和元年度第3回環境審議会 第三次入間市環境基本計画の策定について

9月9日	第7回 ワーキングチーム会議 (1) 第三次入間市環境基本計画について
9月26日	令和元年度第4回環境審議会 第三次入間市環境基本計画の策定について
10月16日	令和元年度第5回環境審議会 第三次入間市環境基本計画の策定について
10月25日	第8回 ワーキングチーム会議 (1) 第三次入間市環境基本計画について
11月6日	令和元年度第6回環境審議会 第三次入間市環境基本計画の策定について
12月4日	第9回 ワーキングチーム会議 (1) 第三次入間市環境基本計画について
12月9日～ 令和2年1月8日	市民意見聴取 窓口、FAX、電子メールなど 意見書提出 計1通 提案された意見 計1件
1月20日	令和元年度第7回環境審議会 第三次入間市環境基本計画(案)の最終確認について 第三次入間市環境基本計画(案)の答申について
1月24日	第三次入間市環境基本計画(案)の策定についての答申

2. 入間市環境審議会委員名簿

平成29年10月1日～令和元年9月30日

会長	黒瀧 孝秀	知識経験者
副会長	川名 千鶴子	知識経験者
委員	相葉 学	公募
	伊藤 雅道	知識経験者
	犬塚 裕雅	知識経験者
	加治 隆	知識経験者
	木内 勝司	知識経験者
	斎藤 令子	知識経験者
	篠塚 玲子	知識経験者
	高村 賢二	事業者 (入間市工業会)
	永井 健一	事業者 (入間市商工会)
	中村 巖	知識経験者
	平塚 尚吾	事業者 (入間市茶業協会)
	森 友和	公募
	森谷 秀一	公募

令和元年10月1日～令和3年9月30日

会長	黒瀧 孝秀	知識経験者
副会長	川名 千鶴子	知識経験者
委員	相葉 学	公募
	伊藤 雅道	知識経験者
	犬塚 裕雅	知識経験者
	加治 隆	知識経験者
	木内 勝司	知識経験者
	斎藤 令子	知識経験者
	篠塚 玲子	知識経験者
	高村 賢二	事業者 (入間市工業会)
	永井 健一	事業者 (入間市商工会)
	中村 巖	知識経験者
	的場 龍太郎	事業者 (入間市茶業協会)
	森 友和	公募
	森谷 秀一	公募

3. 諮問・答申

(1) 諮問書

入環発第199号
平成30年7月19日

入間市環境審議会
会長 黒瀧 孝秀 様

入間市長 田 中 龍 夫

第三次入間市環境基本計画（案）の策定について（諮問）

入間市環境基本条例（平成10年条例第31号）第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

第三次入間市環境基本計画（案）の策定について

2 諮問の趣旨

(1) 計画策定の背景及び必要性

入間市環境基本条例第8条に基づき、平成12年に入間市環境基本計画、平成22年に第二次入間市環境基本計画（以下「第二次計画」という）を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

しかしながら、第二次計画の計画期間が2019年度で終了することから、2020年度から2029年度までの10年間を計画期間とする第三次入間市環境基本計画を策定するものです。

(2) 計画の概要

第三次入間市環境基本計画は、地球温暖化、生物多様性の低下、生活環境に関する諸問題など、本市を取り巻く環境課題に対応するとともに、第二次計画の評価と課題を踏まえ、上位計画である第6次入間市総合計画等の関連計画と整合性のとれた計画とするものです。

(3) 諮問する理由

第三次入間市環境基本計画の策定に際し、本市を取り巻く様々な環境課題を踏まえた上で、実効性が高く充実した計画となるように、貴審議会の意見を伺うものです。

なお、2020年1月31日までに、第三次入間市環境基本計画（案）を策定し、答申いただきますようお願いいたします。

(2) 答申書

入環審発第10号
令和2年1月24日

入間市長 田中龍夫様

入間市環境審議会
会長 黒瀧孝秀

第三次入間市環境基本計画（案）の策定について（答申）

平成30年7月19日付け入環発第199号で諮問のあった第三次入間市環境基本計画（案）の策定について、下記のとおり答申します。

記

第三次入間市環境基本計画の策定にあたり、本市を取り巻く様々な環境課題を踏まえた上で、実効性が高く充実した計画となるように慎重かつ精力的な審議を行いました。

本計画は、本市の良好な環境を保全・創造し、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成するとともに、第6次入間市総合計画と整合性をとり、本市の目指す「みんなで作る住みやすさが実感できるまち いるま」を環境の側面で実現することができるような各種施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としました。

また、環境関連情報を市が積極的に発信し、市民、事業者、民間団体及び市が、コミュニケーションを十分に図ることにより、知恵と力を出し合い、将来の望ましい環境像を実現することを目指した取組としました。

つきましては、今後さらに複雑・多様化する環境行政を総合的かつ計画的に推進する基本計画として、別添のとおり第三次入間市環境基本計画（案）をもって答申とします。

なお、計画の推進にあたり、審議会としての附帯意見を次のとおり提起します。

- 市は適切な情報発信を行い、市民、事業者及び民間団体の参加や行動する場をつくり、計画の進捗状況を公表すること。
- 庁内各部門の横断的な連携を図り、市民、事業者、民間団体及び市の協働による有効な進行管理をすること。
- 本計画の内容は、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、計画の進捗状況に応じた見直しを行うこと。

4. 人間市環境基本条例

平成 10 年 9 月 30 日条例第 31 号

私たちのまち入間は、加治丘陵や入間川、広大な茶畑などの豊かな自然に恵まれ、人々は、その環境を享受して生活を営み、産業をおこし、文化をはぐくみ、暮らしやすいまちを築いてきた。

しかしながら、日常生活や事業活動などに伴う環境への負荷の増大が、地球規模という空間的な広がりや将来の世代にもわたる時間的な広がりを持つ問題となっている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

私たちは、私たちを取り巻く環境が自然の生態系の均衡の下に成り立つ有限なものであることを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を継承していくとともに、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会を構築していかなければならない。

このためには、環境の保全及び創造に関する基本的な方向を定め、市、市民及び事業者が共通の認識に立って、それぞれの立場から具体的な取組を行うことが必要である。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、人と環境が共生するまちをつくるため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の

健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な環境を享受するとともに、良好な環境が将来にわたって引き継がれていくように推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動を継続的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、日常生活及び事業活動において、地球の環境にも配慮した自発的な取組により推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮に努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保

全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減、環境汚染の防止その他の環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(基本的施策)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、公害の防止、自然環境の保全等に係る施策を継続し、その充実に努めるとともに、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) うるおいとやすらぎのある都市環境の創造に関すること。

(2) 資源の循環利用、廃棄物の発生抑制、エネルギーの有効利用等に関すること。

(3) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民及び事業者の自発的な活動を促進するため、適切な市民参加の方策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、すべての者が人と環境とのかかわりについての理解及び認識を深めるため、環境学習の推進に努めるものとする。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、入間市環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(総合的調整)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実効的かつ体系的に推進するため、環境の保全及び創造に関する市の主要な施策又は方針の立案に際し、総合的な調整を行うものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

第11条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、前条の活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境学習の充実)

第 13 条 市は、市民等が環境への意識を高め、環境に配慮した取組が推進されるように、学校、地域、職場、家庭等の場を通じて、環境学習の充実に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する助成)

第 14 条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する取組について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 15 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(報告書の作成等)

第 16 条 市長は、環境基本計画の適正な進捗管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を毎年度作成し、及び公表しなければならない。

(市民等の意見)

第 17 条 市民等は、前条の報告書が公表された日から市長が定める日までに、当該報告書について市長に意見書を提出することができる。

(環境審議会の意見)

第 18 条 市長は、前条の市長が定める日後、速やかに第 16 条の報告書について環境審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定により環境審議会の意見を聴くときは、前条の規定により提出された意見書を環境審議会に提出するものとする。

3 市長は、当該報告書について環境審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第 19 条 市は、環境の状況の把握並びに環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 21 条 市は、市民等と協力して、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(国、埼玉県等との協力)

第 22 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

5. 入間市環境審議会条例

平成9年9月30日 条例第18号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、入間市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、環境の保全に関する基本的事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、環境の保全に関する重要な事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、知識経験者のうちから市長が委嘱する。

(平13条例3・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平13条例3・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

4 審議会は、必要と認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

(入間市公害対策審議会条例の廃止)

2 入間市公害対策審議会条例(昭和52年条例第11号)は、廃止する。

(入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成13年条例第3号)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 第1条から第31条までの規定による改正後の条例の規定は、平成13年4月1日以後にする委嘱(同日前に委嘱又は任命された委員の補欠としてする委嘱を除く。)から適用する。

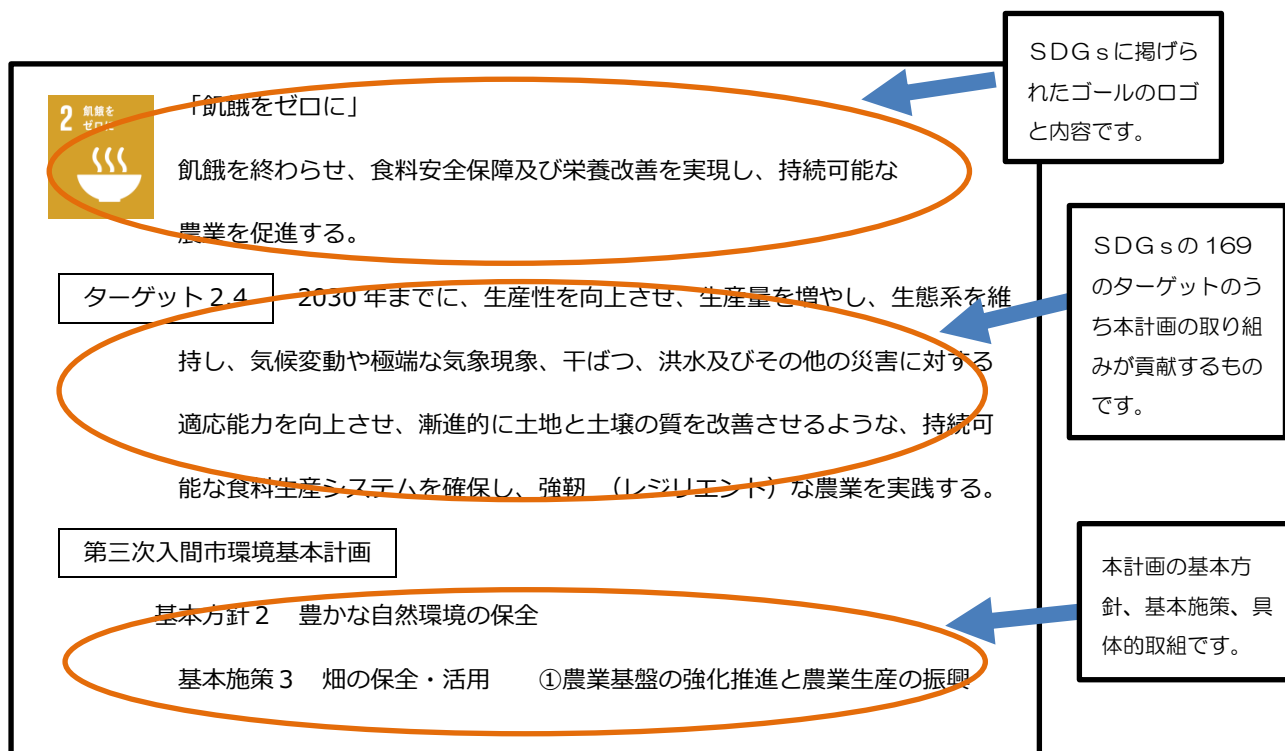
6. 第三次計画に関連するSDGs

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。（出典：外務省ホームページ）

循環型社会・エネルギー・気候変動・森林・大気・水質等の環境の保全は、本市でも取り組む課題です。第三次計画の実行により「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向け貢献していきます。



【この項の見方】



本計画に関連するSDGsのゴールとターゲット



「飢餓をゼロに」

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

ターゲット 2.4

2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。

第三次入間市環境基本計画

基本方針 2 豊かな自然環境の保全

基本施策 3 畑の保全・活用 ①農業基盤の強化推進と農業生産の振興



「すべての人に健康と福祉を」

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

ターゲット 3.9

2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

第三次入間市環境基本計画

基本方針 4 安心して健康に暮らせる生活環境の保全

基本施策 1 きれいな空気 きれいな水 ①きれいな空気の保全

②きれいな水質の保全



「質の高い教育をみんなに」

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

ターゲット 4.7

2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を

通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

第三次入間市環境基本計画

基本方針 5 環境学習の推進と環境活動の実践

基本施策 1 学びの場の充実 ①入間市の環境を学ぶ

②環境情報の発信



「安全な水とトイレを世界中に」

全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

ターゲット 6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

ターゲット 6.4 2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。

ターゲット 6.6 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。

第三次入間市環境基本計画

基本方針 2 豊かな自然環境の保全

基本施策 2 水環境の保全 ①水辺の自然の保全

②健全な水循環の維持

基本方針 4 安心して健康に暮らせる生活環境の保全

基本施策 1 きれいな空気 きれいな水 ②きれいな水質の保全



「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」

全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

第三次入間市環境基本計画

基本方針 1 循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進

基本施策 2 地球温暖化対策の推進 ①省エネルギーの推進



「住み続けられるまちづくりを」

包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

ターゲット 11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

ターゲット 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。

ターゲット 11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。

ターゲット 11.6 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

ターゲット 11.b 2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

第三次入間市環境基本計画

基本方針 1 循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進

基本施策 1 循環型社会の推進 ③ごみの適正処理の推進

基本施策 2 地球温暖化対策の推進 ②気候変動への適応

基本方針 3 住みやすさが実感できる都市環境の構築

基本施策 2 交通環境の整備 ①公共交通の利便性の向上

基本施策 3 歴史・文化を大切にした景観の保全 ①歴史、文化の継承

基本方針 4 安心して健康に暮らせる生活環境の保全

基本施策 1 きれいな空気 きれいな水 ①きれいな空気の保全

②きれいな水質の保全



「つくる責任 つかう責任」

持続可能な生産消費形態を確保する。

ターゲット 12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる

ターゲット 12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

ターゲット 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する

ターゲット 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。

ターゲット 12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。

第三次入間市環境基本計画

基本方針 1 循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進

基本施策 1 循環型社会の推進 ①ごみの減量の推進

②リサイクルの推進

③ごみの適正処理の推進

基本方針 2 豊かな自然環境の保全

基本施策 1 丘陵地の保全・活用 ①里山の保全と活用拠点の整備

基本方針 4 安心して健康に暮らせる生活環境の保全

基本施策 1 きれいな空気 きれいな水 ①きれいな空気の保全

②きれいな水質の保全



「気候変動に具体的な対策を」

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

ターゲット 13.1

すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

ターゲット 13.2

気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。

ターゲット 13.3

気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

第三次入間市環境基本計画

基本方針 1 循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進

基本施策 2 地球温暖化対策の推進 ②気候変動への適応

基本方針 5 環境学習の推進と環境活動の実践

基本施策 1 学びの場の充実 ②環境情報の発信



「陸の豊かさを守ろう」

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

ターゲット 15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

ターゲット 15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

ターゲット 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。

ターゲット 15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。

第三次入間市環境基本計画

基本方針 2 豊かな自然環境の保全

基本施策 1 丘陵地の保全・活用 ①里山の保全と活用拠点の整備

基本施策 4 生物多様性の確保 ①野生生物の保護と外来種対策



17 パートナーシップで
目標を達成しよう

「パートナーシップで目標を達成しよう」

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

ターゲット 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

第三次入間市環境基本計画

基本方針 5 環境学習の推進と環境活動の実践

基本施策 1 学びの場の充実 ②環境情報の発信

基本施策 2 活動の場の充実 ①環境活動の実践

②環境活動団体の支援

7. 用語解説

アイドリングストップ

自動車から排出される大気汚染物質などを減らすため、駐車や停車、信号待ちの際、エンジンを切ること。

アプリ

アプリケーション・ソフトウェアの略。スマートフォン等の OS(基本ソフト)上にインストールして利用するソフトウェア。

生け垣設置奨励補助制度

家庭緑化の推進と災害に強いまちづくりに役立つさせるために、生け垣を設置する家庭に奨励補助金を支給する制度。

一酸化窒素 (NO)

物が高温で燃焼するときに、空気の約 80%を占める窒素 (N₂) が酸化されてできるガス。

発生源としては自動車、ボイラー、焼却炉等多岐にわたる。燃焼直後は一酸化窒素が多くを占めるが、徐々に酸化されて二酸化窒素に変わる。

一般廃棄物処理基本計画

ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を推進するために必要な基本的事項を定める計画。

入間市環境まちづくり会議

市民、事業者、民間団体及び市が互いに協力しながら、入間市環境基本計画を具体的に進めることで、身近な自然や環境を大切にすることを育み、

環境にやさしいまち「入間市」を築いていくことを目的とした団体。

入間市総合計画

市全体のまちづくりの方向性を示すもので、市民に密接に関わる各種施策や事業を実施する際の指針。本市では、平成 29 年度を初年度とした第 6 次入間市総合計画を策定し、その期間は令和 8 年度まで。10 年間の基本構想、前期・後期 5 年間の基本計画、3 か年計画をローリングにより毎年度策定する実施計画の 3 つから成り立つ。

雨水浸透ます

河川氾濫・地盤沈下の防止や地下水の保全などのために、側面や底に穴をあけ、雨水を地中に浸透しやすくする工夫を施した設備。

雨水利用タンク

雨水の利用を図るための施設。雨水を貯めておいて散水やトイレの水に利用する。

エコスクール入間

学校版の環境マネジメントシステム。各小・中学校が、児童生徒や地域の実態に応じて、それぞれ工夫を凝らした環境保全・温暖化防止等の取組みを行う。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づいて、環境に調和した農業に取り組もうとする計画について、知事の認定を受けた農家。持続性の高い農業生産方式とは、土づくり、

化学肥料低減技術、化学農薬低減技術の三つの技術を一体的に取り組む農業生産方式。

エコライフ DAY チェックシート

埼玉県で行っている活動の一つで、家庭からの二酸化炭素排出量を削減するため、省エネ・省資源など環境に配慮した生活を、1日実践し、地球温暖化防止のためのライフスタイルの定着に向けたきっかけづくりを行うチェックシート。

エシカル消費

その商品を購入することで環境や社会問題の解決に貢献できる商品を購入し、そうでない商品は購入しないという消費活動を指す。

SDGs（持続可能な開発目標）

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

援農ボランティア

市民を対象としたボランティアで、農業を体験したい住民と農家との交流を促す仕組み。

オオキンケイギク

原産地は北アメリカ（ミシガン～フロリダ、ニューメキシコ）。キク科の多年生草本で、高さは0.3～0.7m程度である。温帯に分布する。路傍、河川敷、線路際、海岸などに生育する。開花期は5～7月。頭状花。虫媒花。瘦果をつける。



（環境省提供）

温室効果ガス

太陽から注がれる放射エネルギーのほとんどを通過させる一方で、地表面から生じる赤外線放射熱を吸収して、地表の温度を上昇させるガスのこと。主なものは二酸化炭素、メタン、フロン類などで、地球温暖化の原因とされる。

合併処理浄化槽

し尿のほか、台所、風呂、洗濯などの生活排水をあわせて処理する施設。し尿だけを処理する単独処理浄化槽と比べて、河川の水質に与える影響が小さい。

環境アドバイザー

市民の環境学習を支援し、地域に密着した環境活動を広げていけるリーダー。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に

施策を実施していくのかという目標を定めたもの。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標となる。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするもの。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものとなる。

また、環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないもの。

環境基本法

国の環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律。平成5年11月に公布。

環境共生型公共施設

省エネ型施設、新エネルギー利用施設の整備や緑化など環境に配慮して整備された公共施設。

環境の保全及び創造

主に「保全」は環境を保護、保存することを意味し、「創造」はもとより積極的に良好な環境を創り出すこととしている。

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であり、環境を保全する上で支障となるおそれのあるもの。

環境マネジメントシステム（EMS）

組織が、環境に与える影響を継続的に改善していくための、組織経営のしくみ。Environmental Management System の頭文字を用い EMS と略す。本市では、事務事業における環境負荷の低減と環境保全への積極的な貢献を行う仕組みを確立し、運用することを目的として導入している。

環境マネジメントシステム（EMS）推進会議

市の環境に関する施策の推進や計画の進捗管理について、総合的な調整や点検を行う組織。

気候変動適応計画（国）

気候変動適応法に基づき策定された計画。平成30年11月27日に閣議決定。

COOL CHOICE運動

パリ協定を踏まえ、国では2030年度に温室効果ガスの排出を2013年度比で26%削減する目標を掲げている。この目標達成のために、家庭・業務部門においては約4割という大幅削減が必要であり、政府は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進している。

旧石川組製糸西洋館

石川組製糸の創始者石川幾太郎（いしかわいくたろう）により、大正10年（1921年）に迎賓館として上棟された洋風木造建築である。建物外観

は、レンガ調の化粧タイル貼で、屋根窓を設けた変化のある屋根に特色がある。内部は、宮大工の手による繊細な装飾が随所に見られ、特注の調度品が置かれている。当時の入間市の繊維業と石川組製糸の繁栄を知ることができる歴史的遺産。

旧黒須銀行

国道 299 号線、鍵山歩道橋のわきに建っている建物。明治 42 年（1909）4 月に黒須銀行として建築された。土蔵造り二階建、寄棟瓦葺、総床面積 236.02 平方メートルで、大正 11 年武州銀行と合併後、昭和 18 年に埼玉銀行豊岡支店となり、昭和 35 年まで営業されていた。黒須銀行時代、渋沢栄一（しぶさわえいいち）から道徳銀行の名を与えられ、道徳を基本とする経営を旨としたもので、入間市金融史を知るうえでも歴史的価値が高い建造物。

グリーンコンシューマー

環境を考えて行動する、主体的な消費者のこと。直訳すると「緑の消費者」だが、「緑」は「環境にやさしい」ことを意味していることから、「環境を大切にする消費者」となる。

クリハラリス（タイワンリス）

アジア全域（中国からマレー半島）にかけて広く分布タイワンリスは台湾固有亜種。頭胴長 20～22cm、尾長 17～20cm、体重が 360g 程度で背面は黒と黄土色の霜降り模様。農作物や林木（樹皮剥ぎ）などの農林業被害が報告されている。



（環境省提供）

光化学オキシダント

工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線で光化学反応を起こし発生する有害な酸化性物質。

コクチバス

全長 30～50 cm。オオクチバスに似るが、口は小さくて上あごの後端が眼の中央下まで達していない（オオクチバスでは上あごの後端が眼の後端の直下よりも後方に達する）。

湖沼や河川の中下流域に生息し、低水温に対する耐性が強く、流水域にも適応できる。

北米での報告によると、雌 1 匹当たりの抱卵数は 5,000～14,000 個であり、体サイズの大きな雌ほど多くの卵を産む。



（環境省提供）

固定価格買取制度 (FIT)

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める一定価格で、一定期間、電気事業者が買い取ることを義務付けている。

特に住宅用太陽光発電の余剰電力は、固定価格での買取期間が 10 年間と定められていることから、2009 年 11 月に開始した余剰電力買取制度の適用を受けた方については、2019 年 11 月以降、10 年間の買取期間を順次満了していくことになる。

買取期間の満了後も契約が自動継続の場合は、新しい単価で継続して買取が行わる。一方で、契約が自動継続でない場合は、いずれかの小売電気事業者へ申込みのうえ、買取契約を結ばない限り、買取者が不在となるため、余剰電力は一般送配電事業者が無償で引き受けることになる。

このため、引き続き余った電気の売電を希望する場合は、買取期間の満了までに、事業者への手続きが必要。

再生可能エネルギー

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）において、「再生可能エネルギー源」は、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるものとして政令で定めるもの」と定義されている。また、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

さいたま緑の森博物館

狭山湖の北岸、狭山丘陵の一角（宮寺地区〈約 65ha〉、所沢市菟谷、堀之内地区〈20.5ha〉）に位置する博物館。狭山丘陵の雑木林や湿地など自然そのものを野外展示物とした野外博物館（フィールドミュージアム）で、自然散策路を散歩しながら自然とふれあい、観察することができる。

彩の国エコぐるめ協力店

食べ残しなどの食品ロスの削減に取り組んでいる飲食店等。小盛り・ハーフサイズの設定などを行っている。

里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。

産業廃棄物

主として工場・事業所から発生する廃棄物。燃えがら、汚泥、廃プラスチック、建設廃材など。

山林ボランティア

市が取得した山林などで、市民の自主的な参加により下草刈り、間伐などの山林管理を行う活動。

CO2 削減／ライトダウンキャンペーン

環境省で、2003 年から 16 年間にわたり、地球温暖化対策のため、ライトアップ施設や家庭の照明を消していただくよう呼び掛ける「CO2 削減／ライトダウンキャンペーン」を実施。6 月 21 日か

ら7月7日までを啓発期間とし、6月21日（夏至の日）と7月7日（クールアース・デー）両日の夜8時から10時までの2時間を特別実施日として設定し、全国のライトアップ施設や各家庭の照明の一斉消灯を呼び掛け、参加施設数と削減消費電力量を集計。

国民の日常生活の中で地球温暖化対策を実践する契機とするという目的は定着してきており、また、近年のLED照明の普及状況を鑑み、環境省による呼び掛けは終了。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015年の9月25日から27日、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える加盟国首脳に参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されている。

市民の森

面積が概ね5,000㎡以上の保護樹林のうち、市民の自然との触れ合いの場を提供するとともに、緑を大切にすることを高揚することを目的として設置された樹林。

市民緑地

土地所有者や人工地盤・建築物等の所有者と地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人が契約を締結し、地域住民に公開される緑地や緑化施設。

（市民緑地契約制度）

NPO法人等の民間団体が市町村長の認定を受けて、民有地に設置・管理する地域住民が利用できる緑地や緑化施設。（市民緑地認定制度）

斜面林

斜面上に成立している樹林。

循環型社会

資源循環型社会とも言い、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会などと対比して使われている。太陽光や風力などの再生可能エネルギーの使用や、水や鉱物資源、石油資源などの何度も社会の内部を循環する環境への負荷の少ない社会のこと。

新エネルギー

太陽光、風力、地熱、潮力など自然現象から得られるエネルギー。

浸透トレンチ管

雨水の浸透を図るための施設で、雨水を地下に浸透しやすくする細長い管や溝。

3R

Reduce（リデュース：ごみそのものを減らす）、Reuse（リユース：何回も繰り返し使う）、Recycle（リサイクル：分別して再び資源として活用する）の3つの取組。

生産緑地

都市における貴重な緑地の適切な保全を図るため、三大都市圏の特定市の市街化区域内農地において、生産緑地法に基づき指定される農地。

生態系

植物や動物などの生物とそれを取りまく気象や地形などの環境の相互作用によってつくられる仕

組み。生物同士は食べる、食べられるという食物連鎖の関係にあり、お互いに密接に関わり合っている。このような生態系は、市内の身近な丘陵や河川、市街地などでも、それぞれの場所に応じて成立している。

生物多様性

生物の豊かさを表す言葉。遺伝子レベル、種レベル、生態系レベルの3つの段階がある。

生分解マルチシート

農業用資材のマルチシートを土壌中の微生物によって分解される生分解性素材としているもの。

廃棄にかかる労力と経費の削減に有効な資材として注目を集めている。

瀬切れ

河川の水量が少なくなり、流れが途切れる状態。

多自然川づくり

自然を積極的に再生しながら水辺の環境づくりを進める考え方を基調とした河川整備。自然素材（石材、木材、植物）などを使い、変化に富んだ多様な環境を創出すること。

地球温暖化

大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスには、海や陸などの地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質（温室効果）がある。18世紀半ばの産業革命の開始以降、人間活動による化石燃料の使用や森林の減少などにより、大気中の温室効果ガスの濃度は急激に増加。この急激に増加した温室効果ガ

スにより、大気の温室効果が強まったことが、地球温暖化の原因と考えられている。

地産地消

地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取組。

窒素酸化物（NO_x）

一酸化窒素（NO）や二酸化窒素（NO₂）などの総称です。主な発生源は自動車や工場からの排出ガスです。呼吸器に対する有害性が知られているほか、光化学オキシダントの発生原因のひとつ。

ていーろーど・ていーワゴン

「ていーろーど」の名前の由来は東西の文化の架け橋となったシルクロードからヒントを得たもので、茶畑のみどりが広がる市内を結ぶことにより、豊かな市民生活と市民文化を育んでいくことを願ったもの。

ていーろーどの運行経路等の見直しにより、平成30年1月30日から、新しい運行経路となり、運行本数が増えた。また、東金子地区、金子地区、宮寺・二本木地区にワゴン車タイプの「ていーワゴン」を導入した。愛称は、スマイル号（東金子コース）、ラッキー号（金子コース）、ハッピー号（宮寺・二本木コース）で、市内の小学生の応募により決定。

適応策

既に起こりつつある気候変動の影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うこと。

特別緑地保全地区

都市計画法における地域地区の一つで、都市緑地法に基づき、無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止、動植物の生育地等となる緑地の保全を目的として指定される緑地。

都市公園

都市計画区域内に設けられる公園。大規模公園のほか、都市林、都市緑地、緑道などの種類がある。

生ごみ処理容器・生ごみ処理機

バケツ式の密閉型の容器などを使い、容器内で生ごみを分解し、減容するもの。

二酸化窒素 (NO₂)

物が高温で燃焼するときに、空気の約 80%を占める窒素 (N₂) が酸化されてできるガス。

発生源としては自動車、ボイラー、焼却炉等多岐にわたります。大気中には一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) の形で存在し、燃焼直後は一酸化窒素が多くを占めるが、徐々に酸化されて二酸化窒素に変わる。このため、環境基準は二酸化窒素についてのみ定められている。高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因の一つとされている。

農地中間管理事業

農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、農地中間管理機構が、農用地等について中間管理権を取得し当該農用地の貸付けなどを行うことにより、担い手の農業経営規模の拡大、農用地の集約化、新たに農業経営を営もうとする者の参入を支援するもの。

パリ協定

第 21 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) が開催されたパリにて、2015年12月12日に採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定。

BOD

(Biochemical Oxygen Demand = 生物化学的酸素要求量)

生活環境項目の1つであり、微生物が水中の有機物(主に生活排水等の汚れ)を分解したときに消費する酸素量のこと。河川の水質汚濁の指標の1つになっている。数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。

フードドライブ

家庭で余っている食品の寄付を募り、フードバンクなどを通して地域の福祉団体や施設、生活困窮者などに提供する活動。

フードバンク

『食品銀行』を意味する社会福祉活動です。包装の破損や印字ミス、賞味期限に近づいた等といった理由から、品質には問題がないにも関わらず廃棄されてしまう食品・食材を、企業や個人から引き取り、必要としている福祉施設・団体等や生活困窮者へ無償で提供する活動。(出典：NPO フードバンク埼玉ホームページ)

フェアトレード

国際的な貧困対策、環境保護を目的としアジア、アフリカ、中南米などの発展途上国から先進国への輸出において、原料や製品を適正な価格で継続的に購入することを通じ、立場の弱い途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す運動。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 マイクロメートル以下のものの総称であり、粒径が 2.5 マイクロメートル以下の微小粒子状物質 (PM2.5) については、平成 21 年 9 月に環境基準が新たに設定された。PM2.5 については肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

平地林

平野部に成立している樹林。

保護樹林

比較的大きな樹林を保全するため、所有者又は管理者の同意を得て保護樹林として市が指定する手法。

マイクロプラスチック

環境中に存在する微小なプラスチック粒子。大きさが 5 ミリ以下の微細なプラスチックごみのことで、化学物質を含有・吸着しているため、これが食物連鎖に取り込まれて、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

マイクロプラスチックは、大きく分けて「マイクロサイズで製造されたプラスチック」と「大きなサイズで製造されたプラスチック」が、自然環境の中

で破砕・細分化されてマイクロサイズになったものの」の 2 種類があります。

緑のカーテン

ゴーヤやアサガオなどのつる性植物を、建物の外にカーテン状に設けたネットにはわせたもの。夏の日射を遮断して室温の上昇を抑制することで、省エネルギー効果などが期待できる。

有害鳥獣

農林水産業などに被害を与える、または被害を与える恐れのある野生鳥獣を指す。野生鳥獣は、原則捕獲が禁止され、有害鳥獣の捕獲には「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく許可が必要となる。

有機農産物

生産から消費までの過程を通じて化学肥料・農薬等の合成化学物質や生物薬剤、放射性物質、(遺伝子組換え種子及び生産物等) をまったく使用せず、その地域の資源をできるだけ活用し、自然が本来有する生産力を尊重した方法で生産されたもの。

緑被率

上空から地表面を見下ろしたとき、地域全体に占める植物に覆われている部分(緑被地)の割合のこと。



第三次入間市環境基本計画